

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
隊舎女性シャワー室改修工事		2023E-7
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 5年 4月10日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施する隊舎女性シャワー室改修工事(以下、“工事”という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次によるとともに、土木工事については防衛省整備計画局制定の公土木工事共通仕様書を準拠とする。

- a) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- b) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- c) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- d) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- e) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- f) 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

2 工事に関する要求

2.1 一般的要求

本工事は、発注者が管理する#2隊舎の2階女性シャワー室の衛生設備改修、床スラブ補強及び設備改修に伴う内装等を整備するものである。

2.2 工事实施場

足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地

2.3 工事实施日等

- a) 本工期には、工期期間中の日曜日、土曜日、祝日を作業不能日として見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。
- b) 作業時間の終了時間は午後5時迄を見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。

2.4 仮設等

- a) 材料搬入及び発生材搬出に伴う仮設等は受注者の責任において定め、監督官の承諾を受けるものとする。
- b) 工事に使用する水・電気及びプロパンガス等は、全て受注者の負担とする。

2.5 資材等の仕様

- a) 調達要領指定書（特記仕様書）で示す。
- b) 使用材料は全て受注者が準備するものとし、JIS規格又は同等品以上のもので新品を使用し工事現場に搬入後、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
- c) 使用材料は本工事の特性・必要性とされる強度、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、やむを得ず材料を変更する必要がある場合は監督官と協議する。
- d) 本工事において、ディーゼルエンジン出力7.5kw～260kwの建設機械（発動発電機、空気圧縮機等）を使用する場合は排出ガス対策型を使用するものとし、低騒音型・低振動型として指定されたものを使用する。ただし、これにより難しい場合は監督官と協議する。

2.6 発生材処理要領

- a) 撤去した発生材等は受注者の責任において各種関係法令を遵守し適切に処分するものとし、金属類については監督官へ引渡すものとする。その際、分別し重量を計量するものとする。
- b) 監督官が指定する金属類の発生材は、監督官の指示する場所へ運搬し集積するものとする。
- c) 産業廃棄物処分にあたり、種別毎にマニフェストE票の写しを1部提出するものとする。

2.7 施工要領

施工範囲等は調達要領指定書（特記仕様書）及び図面で示す。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

3.2 品質証明等

監督官が示す製品の品質証明書及び試験成績書は整理し提出するものとする。

4 その他の指示

4.1 工事写真

工事の施工前、施工後及び工程毎に撮影し、A4-S版に整理し発注者へ提出するものとする。

4.2 工事工程表

工事実施に先立ち、工事工程表を作成し発注者へ提出するものとする。

4.3 秘密保全及び安全管理

4.3.1 写真

デジタルカメラを使用する場合は工事終了後、保存データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合はフィルムを発注者へ提出するものとする。

4.3.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.3.3 安全管理

- a) 本工事の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに発注者に報告するものとする。
- b) 工事实施中に、既設物等の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに発注者に報告しその処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.4 疑義

本工事に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

4.5 補償

- a) 工事实施中、既設物等に損害を与えた場合は発注者に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。
- b) 工事完了後、既設物等が機能不良となりその原因が受注者の責に帰すべき理由のものはその責任において原状回復させるものとする。

4.6 分屯地への立入

- a) 受注者は工事实施期間中の敷地内での行動は発注者の規制（部隊規則）及び関係者の指示を厳守するものとする。
- b) 工事实施地域以外の立入を禁止する。

調達要領指定書 (特記仕様書)	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 3 7 9 1 A E 4 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 1 日
	作 成 部 課	足寄弾薬支処総務科営繕班
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 0 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 3 E - 7

指 定 事 項

1 工事概要

1.1 工 事 名：隊舎女性シャワー室改修工事

1.2 工事場所：北海道足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊足寄分屯地

1.3 工 期：契約締結日の翌日から令和5年10月31日

1.4 工事概要：次のとおり

No	工事種別（内容）	数量
1	建築工事（特記仕様書及び図面による）	1式
2	電気設備工事（特記仕様書及び図面による）	1式
3	機械設備工事（特記仕様書及び図面による）	1式

a) 本工事の細部については本仕様書および図面によるものとし、記載のない部分は監督官と協議し行なうものとする。

b) 本工事の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、各種手続き等は監督官と協議し行なうものとする。

c) 工事実績情報の作成、登録

1) 受注者は、工事請負金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、作成・登録するものとする。

2) 受注者は登録前に内容について監督官に確認するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督官へ提出するものとする。

2 建築工事仕様

2.1 仮設工事

a) 本工事の実施にあたっての監督官事務所は設けないものとする。ただし、これによりがたい場合は監督官と協議する。

b) 本工事実施期間中は仮設トイレを設置する。なお、設置場所は監督官が指定した場所とする。

c) 本工事で仮設足場を設ける場合は、監督官の承諾を受け必要範囲に設置するものとし、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号 平成21年4月24日）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。また、組立及び解体の作業は墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

2.2 鉄骨工事

2階床スラブ補強用鉄骨梁等は図および次による。

種類	規格(mm)	塗装	備考
H形鋼(加工品)	SS400 H250×W125×6×9 L=2,075程度 2列	錆止めペイント	
等辺山形鋼	SS400 40×40×3 L=2,075程度 2列		

- 1) H形鋼のジョイント部に使用するボルトはM12以上のものとする。
- 2) 躯体へ設置するアンカーは接着系アンカーとし、使用するボルトはM16程度とする。
- 3) 床スラブとH形鋼の間には無収縮モルタルを隙間なく充填するものとする。

2.3 防水工事

シーリングの種類・施工場所は次による。

施工箇所	シーリング寸法	種別	備考
シーリング・石膏ボード	10×10mm	MS-2	各ユニット回り等

※外壁面穿孔箇所周りは適宜

2.4 金属工事

- a) 軽量鉄骨天井下地で、開口のため切断された場合は補強する。
- b) 軽量鉄骨壁下地で、軽量鉄骨天井下地に取り付ける場合は、タッピンネジ類又は溶接で固定するものとする。

2.5 左官工事

複層仕上塗材の種類・形状は次による。

施工箇所	呼び名	仕上げの形状等	備考
ユニットバス壁面	防水形複層塗材E	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆず肌状 ・上塗材 耐候形1種 ・溶媒 水系 (ツヤ有り) 	仕上げ色は監督官と調整
シャワーユニット壁面			

2.6 塗装工事

a) 素地ごしらは次による。

- 1) 鉄鋼面はC種
- 2) シーリングボード面 A種(継目処理工法:ベベルエッジ)
- 3) 石膏ボード及びその他ボード面はB種

b) 鉄鋼面錆止め塗料の種別は次による。

施工箇所	種類	回数	備考
床スラブ補強鉄鋼	屋内鉄鋼面	2回	
	亜鉛めっき鋼面		
ガス配管	鉄鋼面		

c) 鉄鋼面の塗装は次による。

施工箇所		種 類	回数	備 考
ガス配管	外壁面	合成樹脂調合ペイント（中塗り、上塗り）	2回	※色は監督官と要調整

d) 各ボード面の塗装は次による。

施工箇所		種 類	種別	備 考
ユニットバス	壁面	つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り	B種	※色は監督官と要調整
シャワーユニット				
女性シャワー室	天井	つや無し合成樹脂エマルジョンペイント塗り		

2.7 ビニル幅木

ビニル幅木の材質は軟質とし、厚さ1.5mm以上とする。

2.8 せっこうボードその他のボード張り

せっこうボード等張りは次による。

施工箇所		種 類	JIS記号	厚さ (mm)	目地工法
女性シャワー室	天井	シージング石こうボード （ベベルエッジ）	GB-S	9.5	継目処理
	壁	石こうボード （ベベルエッジ）	GB-R	12.5	突付
2階更衣室	天井	化粧石こうボード	GB-D	9.5	

2.9 各見切縁及びジョイナー

見切縁及びジョイナーの材質は塩化ビニル製とする。

2.10 天井点検口

天井点検口は次のとおりとする。

施工箇所		材 質	寸法	形 式 等
女性シャワー室	既設再使用	アルミニウム製	600×600mm	一般型屋内用 外枠：額縁タイプ 内枠：額縁タイプ

2.11 ユニットバス及びシャワーユニット

JIS規格の適合品とし、図示による参考機器の同等品以上ものとする。

2.12 その他

女性シャワー室扉の開閉範囲には、新設シャワーユニット壁面に接触しないように戸当りを設けるものとする。

2.13 撤去工事（建築）

- a) 各撤去範囲は図示の範囲、又は範囲内の必要最小限とする。
- b) 発生材及び産業廃棄物区分は次のとおり。

区 分	種 類 等	備 考
発生材・産業廃棄物 (監督官へ引渡すもの)	・軽量鉄骨天井下地 19形 ・軽量鉄骨壁下地 W65 ・シャワーユニット鉄部 ・コンクリート殻（穿孔）	監督官の指定する 場所へ区分し集積
産業廃棄物 (受注者が処分するもの)	・石膏ボード 厚さ9.5mm ・ビニルシート 厚さ2.0mm ・ビニル幅木 幅100mm ・シャワーユニットFRP部等 ・シャワーユニット壁・天井パネル	

3 電気設備工事仕様

3.1 電灯設備

- a) 使用する電線全て耐燃性とする。
- b) 新設ユニットバス、新設シャワーユニットおよび増設コンセントの電源は既設シャワーユニット電源（100V）より分岐するものとする。
- c) 女性シャワー室の既設LED照明器具は仮撤去し1台は移設（窓側）、1台は既存位置（扉側）に復旧する。
- d) 2階更衣室の既設LED照明器具は仮撤去し既存位置に復旧する。

3.2 火災報知設備

既設熱感知器は仮撤去し同一箇所へ復旧する。

4 機械設備工事仕様

4.1 配管工事

a) 配管材料の区分は次のとおりとする。

配管名		呼び径	使用管材	接合方法
給水配管		15-80	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PA)	ねじ接合
排水管 (屋内)		15-150	排水用ノンケミカルポキシング塗装鋼管	MD
給湯配管		15-80	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (HWA)	ねじ接合
追焚配管		15A ・ φ13	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (HWA) 又は 保温材付架橋ポリエチレン管 (保温厚5mm以上) ※ポリエチレン管を使用とする場合は塩ビ製ダクトを設置し、そのダクト内に配管とする。	ねじ接合 ・ 継手
プロパンガス配管		15-80	配管用炭素鋼鋼管 (白管)	ねじ接合
ユニットバス 接続管	給水	15A	保温材付架橋ポリエチレン管 (保温厚5mm以上)	継手
	給湯	15A		
	追焚 (送)	15A		
	追焚 (戻)	15A		
	排水	50A	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP)	差込接着
シャワーユニット 接続管	給水	15A	保温材付架橋ポリエチレン管 (保温厚5mm以上)	継手
	給湯	15A		
	排水	50A	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP)	差込接着

(注) 各ユニットへの排水接続は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) を使用する。

b) ユニットバス排水接続管は50Aから65Aに拡管する。ただし90°曲げ部に大曲りエルボを使用する場合はこの限りではない。

c) 止水栓は青銅製とし、JWWA B 108「水道用止水栓」とする。

d) 保温材は図示による他、次による。

- 1) グラスウール保温筒等の使用困難な箇所は、保温帯又は波形保温板を使用しても良い。
- 2) 合成樹脂製カバーの色は白またはアイボリーとする。
- 3) 露出となる各端末には菊座又は、バンド (ステンレス又はアルミ製) を施すものとする。

e) 各種配管の試験等は監督官立会いのもと行なうものとする。

4.2 換気設備工事

a) 新設シャワーユニット換気用ダクトはフレキシブルダクトとし、不燃材料の規定に適合したものとす。

b) その他は図示による。

4.3 衛生設備工事

a) 衛生器具の各ユニットは図示による参考機器の同等品以上ものとする。

b) その他は図示による。

4.4 給湯設備

- a) 新設給湯器はガス給湯器とし、図示による参考機器の同等品以上ものとする。
 b) 給湯器本体へ接続する各配管（本体から 300 mm以内のみ）はフレキシブルチューブ使用可とする。

配管名		呼び径	使用管材	接合方法
ガス 給湯器 接続管	給水	20A	被覆付金属フレキパイプ (ステン製、保温厚10mm以上)	継手
	給湯	20A		
	追焚(送り)	15A		
	追焚(戻り)	15A		
	ガス	R1/2	金属フレキシブルホース	

4.5 ガス設備

- a) ガス配管の分岐は既設ガス管（20A）より分岐するものとする。
 b) ガス配管（本体含む）は気密試験を実施し、試験結果（様式随意）を監督官へ提出する。
 c) 試運転及び調整に必要とするガスは全て受注者の負担とする。

4.6 撤去工事（機械設備）

- a) 各撤去範囲は図示の範囲、又は範囲内の必要最小限とする。
 b) 発生材及び産業廃棄物区分は次のとおり。

区分	種類等	備考
発生材・産業廃棄物 (監督官へ引渡すもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (PA) 20A ・水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (HWA) 15A ・排水用ノックルホース塗装鋼管 65A・50A ・既設水栓等 ・グラスウール保温材 15A 厚さ20mm 	監督官の指定する場所へ区分し集積
産業廃棄物 (受注者が処分するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリスチレンフォーム保温材 65A・50A・20A 厚さ20mm 	

- c) 既設シャワーユニットの撤去給湯管の管末処理はプラグ(15A)にて止水する。

5 関連工事

コンクリート壁及び床を貫通する場合、事前にコンクリート鉄筋探査を行なうものとする。

6 産業廃棄物処理

- a) 本工事により発生する産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づいて適正に処分する。
- b) 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は次のとおり見込んでいる。なお、現場から受入れ場所までの運搬距離、受入れ費用および発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

なお本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は以下のとおり見込んでいる。

項 目	廃油 ・アスファルト防水 ・タービッチ ・揮発油類	廃材プラスチック類 ・シーリング材 ・廃合成樹脂建材 ・廃発泡スチロール等 ・ポリスチレンフォーム保温材	ガラス屑及び陶磁器屑 ・ガラス屑 ・タイル衛生陶器屑 ・グラスウール保温材 ・石膏ボード	建設廃材 ・コンクリート破片 ・アスファルト破片 ・ロックウール保温材 ・複合廃棄物
運搬距離 [km]		73.0	73.0	73.0
受入れ時間帯		8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30
受入費用 [円/kg] ※循環税別途		・ポリスチレンフォーム保温材等 [170円/kg] ・ビニルシート、ビニル幅木 [50円/kg] ・シャワーユニットFRP部材 [150円/kg]	・石膏ボード等 [50円/kg]	・シャワーユニット部材 [150円/kg] ※金属、プラスチック被覆
仮置き等の条件		監督官の指示による	監督官の指示による	監督官の指示による
マニフェスト		E票の写しを 監督官に提出	E票の写しを 監督官に提出	E票の写しを 監督官に提出

(注) 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は監督官と協議する。